

所属支部の提携代理店に FAX して下さい。

一般社団法人 富山県建設業協会 建設業総合補償制度提携代理店 御中

『建設業総合補償制度』 見積依頼書

本制度への加入を検討したいため、次の条件での賦課金を算出を依頼します。

●必要事項を記入または○を付けてください。

会社名			
住 所	〒		
電話番号		F A X 番号	
メールアドレス			
担当者名		所属支部名	

●保険期間 令和5年9月1日午後4時から令和6年9月1日午後4時まで
(組立工事は令和5年9月1日午前0時から令和6年8月31日午後12時まで)

新規・継続	1 年間			
中途加入	令和 組立：令和	年 年	月 月	日 午後4時から 令和6年9月1日午後4時まで 日 午前0時から 令和6年8月31日午後12時まで

●加入パターン

		必ず添付いただく書類	加入パターンによって添付いただく書類			
		経営事項審査申請書の 工事種類別完成工事高 (別紙 1) または 決算変更届の「直前 3 年の各事業 年度における工事施工金額 (写し)」 (様式第 3 号・二条関係)	委託作業も補償の 対象に含める場合 ▼ 把握可能な最近の 会計年度 (1 年間) の 委託作業の 契約実績が分かる資料	リスク状況割引 確認シート ※「経営事項審査結果 通知書」添付要 (総合 評定値 700P 以上の 場合)	ISO9000 シリーズを 取得している場合 ▼ ISO9000 シリーズ 認証取得証 (写し)	
基本	第三者賠償補償 (見舞金制度を含む) + 工事補償	○	○	○	○	
パターン①	第三者賠償補償のみ (見舞金制度を含む)	○	○	○	○	
パターン②	工事補償のみ	○	×	×	×	

●払込方法

第三者賠償補償	一時払	4分割	工事補償	一時払	4分割
---------	-----	-----	------	-----	-----

●共同企業体 (JV) による工事

- 右欄の年間完成工事高には、JV工事分 (貴社の請負契約比率分または負担工事部分) も含めてご申告ください。
- JV工事を補償対象に含めない場合は、下記欄に○をした上で、年間完成工事高からJV工事分を控除して申告ください。

第三者賠償補償	JV工事を含める	JV工事を含めない	工事補償	JV工事を含める	JV工事を含めない
---------	----------	-----------	------	----------	-----------

(記入不要欄) _____ 年 月 日

現地取扱代理店名	
支店・課支社名	

保険種類	申告項目	回答欄		記入上のご注意		
第三者賠償補償	基本補償	把握可能な最近の 会計年度 (1 年間) の終期	令和 年 月 日		・経営事項審査申請書の工事種類別完成工事高 (別紙 1) または決算変更届出の「直前 3 年の各事業年度における工事施工金額 (写し) に記載の数値をそのままご記入ください。消費税の加算、減算は不要です。 ・委託作業は左記年間完工高には加算せず、下欄の委託作業の年間契約実績欄にご記入ください。 ・中途加入の場合も年間の完成工事高をご記入ください。 ・一部の委託作業だけを対象とすることはできません。 ・委託作業を含める場合、把握可能な最近の会計年度 (1 年間) の契約実績が分かる資料を添付いただきます。	
		補償対象工事と 年間完工高	全ての工事 元請工事のみ	暫定 千円		
		委託作業と 年間契約実績	補償の対象に含める	千円		
			補償の対象に含めない			
		支払限度額	身体賠償 (1名あたり)	1億円 2億円 3億円		
			身体賠償 (1事故あたり)	3億円 5億円 10億円		
			対物賠償 (1事故あたり)	3,000万円 5,000万円 1億円 3億円 5億円 10億円		
	オプション	地盤崩壊危険 補償特約	補償の範囲	標準補償 ワイド補償 ワイドプラス補償	・補償内容についてはパンフレット P9 をご参照ください。	
			支払限度額	1,000万円 2,000万円		
			付帯しない			
		使用者賠償責任 補償特約	業種	土木系 建築系	・過半を占める業種の方に○を付けてください。 ・ご記入のない場合は 5,000 万円となります。	
			支払限度額	5,000万円 1億円 2億円 3億円		
			現在ご加入のその他 共済制度のご加入内容	1,000万円 2,000万円 3,000万円 4,000万円 5,000万円		
工事補償	基本補償+オプション	雇用債行賠償責任 補償特約	業種	土木系 建築系	・補償内容についてはパンフレットP10をご参照ください。	
			付帯しない			
			付帯する 付帯しない			
		土木工事	補償対象工事と 年間完工高	全ての工事 元請工事のみ	・経営事項審査申請書の工事種類別完成工事高 (別紙 1) または決算変更届出の「直前 3 年の各事業年度における工事施工金額 (写し) に記載の数値をそのままご記入ください。消費税の加算、減算は不要です。 ・対象工事やどの工事保険に該当するかは本誌裏面をご参照ください。 ・中途加入の場合も年間の完成工事高をご記入ください。 ・ご記入のない場合は付帯されません。 ※組立保険において地上設置型太陽光発電設備設置工事は補償対象外となります。(当該工事は年間完工高より差し引いてご記入ください)	
			免責金額	100万円 150万円		
			建設用工作車補償	付帯する(オプション)		
	組立工事	建築工事	補償対象工事と 年間完工高	全ての工事 元請工事のみ	暫定 千円	
			建設用工作車補償	付帯する(オプション)		
			補償対象工事*と 年間完工高	全ての工事 元請工事のみ		
	基本補償+オプション	組立工事	建設用工作車補償	付帯する(オプション)	暫定 千円	

〈完成工事高・委託作業契約実績記入の際のご注意〉

- 事実を正確にご申告 (記入) してください。ご申告内容が事実と相違する場合には、保険金をお支払いできないことがあります。
- 百円単位を四捨五入してください。
- 甲型 (共同施工方式) 共同企業体による工事については、請負契約比率部分となります。乙型 (分担施工方式) 共同企業体による工事については分担工事分となります。
- 新規法人等で最近の会計年度 (1 年間) の年間完工高が把握できない場合は、保険期間中 (1 年間) の予想完工高を記入し、暫定に○をしてください。満期後に、保険期間中等の完工高のご申告、保険料の精算をいただきます。

建設業許可29業種に対応する補償制度早見表

この分類は目安となりますので、実際の状況に応じた工事保険にご加入ください。

※ 1 対象工事についての詳細は、パンフレット P11～13 の各工事保険の「契約方式と対象工事」をご参照ください。

※ 2 土木工事保険、建設工事保険、組立保険ともに「撤去・解体工事のみを行う工事」は、工事補償の対象外となります。

建設工事の種類	建設業の種類	内容	例示	土木・建築・組立
土木一式工事	土木一式工事業	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事（補修、改造又は解体する工事を含む。以下同じ。）	橋梁工事やダム工事などを一式として請負うもの。そのうちの一部のみの請負は、それぞれの該当する工事になる。	土木
建築一式工事	建築一式工事業	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事	建物の新築工事、増改築工事、建物の総合的な改修工事等、一式工事として請負うもの。	建築
大工工事	大工工事業	木材の加工又は取付けにより工作物を築造し、又は工作物に木製設備を取付ける工事	大工工事、型枠工事、造作工事	建築
左官工事	左官工事業	工作物に壁土、モルタル、漆くい、プラスター、繊維等をこて塗り、吹付け、又ははり付ける工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事	建築
とび・土工・コンクリート工事	とび・土工・コンクリート工事業	イ) 足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物のクレーン等による運搬配置、鉄骨等の組立て等を行う工事	イ) とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物のクレーン等による揚重運搬配置工事、 鉄骨組立て工事 、コンクリートブロック据付け工事	土木・組立 [※]
		ロ) くい打ち、くい抜き及び場所打ぐいを行う工事	ロ) くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打ぐい工事	
		ハ) 土砂等の掘削、盛上げ、締固め等を行う工事	ハ) 土工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事	
		二) コンクリートにより工作物を築造する工事	二) コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事	
		ホ) その他基礎的でないしは準備的工事	ホ) 地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮締切り工事、吹付け工事、法面保護工事、道路付属物設置工事、屋外広告物設置工事、捨石工事、外構工事、はつり工事、切断穿孔工事、アンカー工事、あと施工アンカー工事、潜水工事	
石工事	石工事業	石材（石材に類似のコンクリートブロック及び擬石を含む。）の加工又は積方により工作物を築造し、又は工作物に石材を取付ける工事	石積み（張り）工事、コンクリートブロック積み（張り）工事	組立
屋根工事	屋根工事業	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事	屋根ふき工事	建築
電気工事	電気工事業	発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等を設置する工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備（非常用電気設備を含む。）工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事	組立
管工事	管工事業	冷暖房、冷凍冷蔵、空気調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製等の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス配管工事、ダクト工事、管内更生工事	組立
タイル・れんが・ブロック工事	タイル・れんが・ブロック工事業	れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し、又は工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取付け、又ははり付ける工事	コンクリートブロック積み（張り）工事、レンガ積み（張り）工事、タイル張り工事、築炉工事、スレート張り工事、サイディング工事	建築
鋼構造物工事	鋼構造物工事業	形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立てにより工作物を築造する工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油、ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、閘門、水門等の門扉設置工事	組立
鉄筋工事	鉄筋工事業	棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、又は組立てる工事	鉄筋加工組立て工事、鉄筋継手工事	組立
舗装工事	舗装工事業	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、碎石等により舗装する工事	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事	土木

建設工事の種類	建設業の種類	内容	例示	土木・建築・組立
しゅんせつ工事	しゅんせつ工事業	河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事	しゅんせつ工事	土木
板金工事	板金工事業	金属薄板等を加工して工作物に取付け、又は工作物に金属製等の付属物を取付ける工事	板金加工取付け工事、建築板金工事	建築
ガラス工事	ガラス工事業	工作物にガラスを加工して取付ける工事	ガラス加工取付け工事、ガラスフィルム工事	組立
塗装工事	塗装工事業	塗料、塗材等を工作物に吹付け、塗付け、又ははり付ける工事	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事	建築
防水工事	防水工事業	アスファルト、モルタル、シーリング材等によって防水を行う工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事	建築
内装仕上工事	内装仕上工事業	木材、石膏ボード、吸音板、壁紙、たたみ、ビニール床タイル、カーペット、ふすま等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事	建築
機械器具設置工事	機械器具設置工事業	機械器具の組立て等により工作物を建設し、又は工作物に機械器具を取付ける工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事	組立
熱絶縁工事	熱絶縁工事業	工作物又は工作物の設備を熱絶縁する工事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事、ウレタン吹付け断熱工事	組立
電気通信工事	電気通信工事業	有線電気通信設備、無線電気通信設備、ネットワーク設備、情報設備、放送機械設備等の電気通信設備を設置する工事	有線電気通信設備工事、無線電気通信設備工事、データ通信設備工事、情報処理設備工事、情報収集設備工事、情報表示設備工事、放送機械設備工事、TV電波障害防除設備工事	組立
造園工事	造園工事業	整地、樹木の植栽、景石のすえ付け等により庭園、公園、緑地等の苑地を築造し、道路、建築物の屋上等を緑化し、又は植生を復元する工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事、緑地育成工事	土木
さく井工事	さく井工事業	さく井機械等を用いてさく孔、さく井を行う工事又はこれらの工事に伴う揚水設備設置等を行う工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事	土木
建具工事	建具工事業	工作物に木製又は金属製の建具等を取付ける工事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事	建築
水道施設工事	水道施設工事業	上水道、工業用水道等のための取水、浄水、配水等の施設を築造する工事又は公共下水道若しくは流域下水道の処理設備を設置する工事	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事	組立
消防施設工事	消防施設工事業	火災警報設備、消火設備、避難設備若しくは消火活動に必要な設備を設置し、又は工作物に取付ける工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧、泡、不燃性ガス、蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋又は排煙設備の設置工事	組立
清掃施設工事	清掃施設工事業	し尿処理施設又はごみ処理施設を設置する工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事	組立
解体工事	解体工事業	工作物の解体を行う工事	工作物解体工事	対象外